特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す る。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第7号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 特別職の職員の給与に関する条例 (昭和36年瀬戸市条例第3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第4条 <省略>	第4条 <省略>

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退 職し、又は死亡したものにあっては、退職し、 又は死亡した日現在) における給料月額を基礎 として一般職の職員の例により算出した額とす (昭和36年瀬戸市条例第4号)第20条第2 項中「100分の122.5」とあるのは「1 00分の150」と、「100分の137. 5」とあるのは「100分の175」とし、第 20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同 項により算出された額に給料月額に100分の 25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗 じて得た額を加算した額とする。

職し、又は死亡したものにあっては、退職し、 又は死亡した日現在) における給料月額を基礎 として一般職の職員の例により算出した額とす る。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例 る。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例 (昭和36年瀬戸市条例第4号)第20条第2 項中「100分の122.5」とあるのは「1 00分の150」と、「100分の137. 5」とあるのは「100分の165」とし、第 20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同 項により算出された額に給料月額に100分の 25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗 じて得た額を加算した額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後 改正前

(期末手当)

第4条 <省略>

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退 職し、又は死亡したものにあっては、退職し、 又は死亡した日現在) における給料月額を基礎 として一般職の職員の例により算出した額とす る。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例 (昭和36年瀬戸市条例第4号) 第20条第2 項中「100分の122.5」とあるのは「1 00分の155」と、「100分の137. 5」とあるのは「100分の170」とし、第 20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同 項により算出された額に給料月額に100分の 25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗 じて得た額を加算した額とする。

(期末手当)

第4条 <省略>

職し、又は死亡したものにあっては、退職し、 又は死亡した日現在) における給料月額を基礎 として一般職の職員の例により算出した額とす る。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例 (昭和36年瀬戸市条例第4号) 第20条第2 項中「100分の122.5」とあるのは「1 00分の150」と、「100分の137. 5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、第 20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同 項により算出された額に給料月額に100分の 25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗 じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給与の内払)

第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下 この項において「条例」という。)の規定を適用する場合においては、 同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、同 条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。